

『猫をとりまく諸問題を多面的に考える：長田啓氏』

今年初の例会、最初は環境省動物愛護管理室長の長田さんからのお話でした。2017年の日本ペットサミット年次大会で基調講演をされた則久雅司さんの後任として、2018年7月から現職に就かれました。



「今日は“猫をとりまく諸問題”として、主に外に暮らす猫についてのお話をしていきたいと思います。」

私たちが普段接している猫はイエネコともいわれ、*Felis catus*という種に分類されています。そのほか日本には、絶滅危惧種として知られるツシマヤマネコやイリオモテヤマネコがありますが、これらはベンガルヤマネコの亜種という位置づけになっているそうです。

「猫は国際自然保護連合 (IUCN) による“世界の侵略的外来種ワースト 100”にリストアップされている生物種としても有名です。世界各地で、猫の持つ高い狩猟能力と繁殖能力が在来の生物種に対して大きな影響を与えているといわれています。とくに島は島固有の生物が多く生息しているので、そのような固有種を猫が捕食するために絶滅の危機に追いやってしまっていることがあるのです。」

法律の中の猫。イエネコ、ノネコ、地域猫、そして野良猫

動物愛護管理法の中で、猫はどのように扱われているのでしょうか。

「動物愛護管理法は人の管理下にあるすべての動物を対象としているものです。ただし、規定によって対象とされる動物は異なります。たとえば動物取扱業という規での対象動物は哺乳類・鳥類・爬虫類となりますし、犬猫等繁殖業ですと犬と猫が対象となっています。」

そのほか、猫に関する規定には行政による引取り義務、みだりな繁殖の制限などがあります。

「じつは、愛護動物という規定は法律の 44 条にしか関係しません。そこではみだりな虐待や殺傷の禁止を規定していますが、猫もその対象動物とされています。」

もうひとつ、一般的な生活の中では聞きなれない法律かもしれませんが、鳥獣保護管理法（正式名称は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）というものがあります。

「その中で、法に基づく狩猟対象の鳥獣のひとつとしてノネコが対象とされています。ただしこれは野生鳥獣に関する法律ですので、常時山野に暮らし、もっぱら野生動物を餌とする猫が想定されていて、そのような猫はノネコと呼びましょうということになっています。いわゆる街中を徘徊しているような野良猫はこの法律の中にある狩猟鳥獣にはあたらないということです。」

このように、法の中には猫とノネコに関する規定はありますが、今日のテーマでもある“野良猫”はどのような扱いとされるのでしょうか。

「野良猫については、条例に登場する自治体もあるかもしれませんが、少なくとも国の定めている法律の中にはどこにも記載がありません。ですので、反論の余地がない野良猫の正確な定義というものはないと考えていいのではないかと思います。」

野良猫の正確な定義ができないとすれば、最近耳にすることが増えてきた地域猫はどのような定義となるのでしょうか。

「いろいろな方がいろいろな形で地域猫と呼ばれる猫とかかわっていると思いますし、解釈も多様だと思います。ですが、動物愛護管理法に基づいた動物愛護管理基本指針の中に登場する地域猫の説明として、“住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取り組み・・・”との記載があります。つまり、外に暮らす猫を減らしていくための取り組みであるという点については、地域猫対策にかかわる方々の共通した理解になるかと思います。」

数字で見る猫

ついで、地域猫や野良猫の話を進める上で、猫に関する具体的な数字の紹介がありました。

「まずは飼育頭数についてです。ペットフード協会さんが昨年末に発表したデータによりますと、2018年の猫の飼育頭数は9,649,000頭、1千万頭に迫る勢いでこの数年伸びてきています。2016年に猫と犬の飼育頭数が逆転してからずっと、猫の飼育頭数の方が多くなっています。ただし猫の場合は多頭飼いが多いため、飼育世帯数でみれば犬の方がまだ多い状況になっています。」

巷でいわれる“猫ブーム”はこのように数字の上でも裏付けされています。

「今の数字は飼い猫の数字ですが、いわゆる野良猫や地域猫といった外に暮らす猫がいったい何頭いるのかという具体的な数字はありません。ただし、日本ペットフード協会さんの結果を参考に“日本の世帯数×外猫に餌を与えている人の割合×平均世話頭数”の試算をしてみますと、820万頭くらいという数字がでてきます。これはあくまでも試算で正確かどうか分かりませんが、」

実際に外で生活している猫の中には人から餌をもらっていない猫や、複数の人から餌をもらっている猫もいるはずですが、しかし、必ずしもこの数字は正確ではないながらも、ひとつの目安として参考になるのではないかと

うことです。

「この試算で過去 5 年間の計算をしてみると、外に暮らす猫は 4 年前の 662 万頭から昨年には 820 万頭になっています。つまり、飼育されている猫と匹敵する数の外猫がいて、さらに近年増えているのかもしれない、ということが言えるかもしれないのです。」

次に、猫の引取り数の推移について説明がありました。

「猫や犬の殺処分数の減少に向けて行政や地域の方々が努力を続けていますが、そのためには“引取り数を減らし譲渡率を上げる”ことが必要です。実際の引取り数の推移をしてみると、犬については昭和 49 年動物保護管理法の施行から急速に減少し、いまま減少し続けています。猫はその当時は非常に少なかったのですが一時増加し、そこから減少してきてはいます。平成 13 年頃には犬と猫の引取り数が逆転して猫の方が多い状態になってからは、その傾向が続いています。」

犬の引取り頭数が減少したのは野犬が減ったためだと長田さんは言います。

「譲渡の割合をみても、犬と猫とでは差があります。犬の譲渡率はかなり高くなってきていて、関東の方では里親希望の方が保護される犬を待っているという状態が出てきているところがあると聞きます。しかし猫についてはなかなか犬のように譲渡率が伸びていかないという状況になっています。」

殺処分数を減らすための努力が続けられる中、実際の殺処分数はどのように推移しているのでしょうか。

「殺処分数は各方面の努力によりかなり減ってきて、現在猫は 35,000 頭となっています。犬はついに 1 万頭を切りました。猫の殺処分数の減少は引取り数を減らしてきたことと密接に関係していると言えます。」

犬も猫も引取り頭数じたいは減少してきていますが、内訳をみると、そこには大きな違いがあります。

「猫においては飼い主がない場合が 82%、その中でも幼齢の猫の引取りが多いのが特徴です。犬も 89% が所有者不明のケースなのですが、猫とは逆に大半は成犬の引取りになっています。つまり、猫の場合は幼齢の猫の引取り数を減らしていかないと殺処分数を大幅に減らすことは難しい、ということが言えると思います。」

動物愛護政策に対して、国民はどんなことを要望しているのか

平成 22 年の世論調査の結果、一番多かった要望は飼い主の迷惑行為に対する規制等を強化してほしいというものでした。

「次いで、ペットを取り扱う事業者への規制を強めて欲しいという要望が多い結果となりました。つまり国民の多くが、きちんとペットを飼うということについての政策をしっかりと進めてほしいと思っているということです。」

ペットによりどのような迷惑を感じているかについては次のような結果に。

「もっとも多かったのは、犬の糞の排泄処理をきちんとしてほしいということで、二番目は猫がやってきて糞尿をしていくという苦情でした。そのほかにも鳴き声がうるさい、においがするといった、犬猫に共通する苦情が上位を占めていました。このように、いろいろな形で猫から迷惑を受けていると感じる人がいるのも分かります。」

では、猫に対する苦情には実際どのようなものが多いのでしょうか。

「典型的な苦情として、車に傷をつけられた、飼い鳥をやられた、糞が臭い、さかりの鳴き声がうるさいという4つが挙げられると思います。先ほども申し上げましたが希少種の捕食など生態系の被害もありますし、最近では感染症のリスクをよく指摘されます。そのほかには交通事故の問題もあります。猫が事故に遭うことだけでなく、飛び出してきた猫を避けようとして人が交通事故に遭うということもあります。さらに、猫好きな人が嫌いということで、嫌いな相手を投影する対象として猫を見てしまっているというようなケースもあり、結構深刻な問題に発展してしまうこともあります。」

実際に、猫の引取りを求められた自治体が、本当にその猫が悪さをしているのか、それとも地域のいざこざの対象に巻き込まれてしまっているのか判断が悩ましい状況となることがあるそうです。一方で、行政には引取り義務があるのに引取ってくれないという苦情の電話が毎日のようにかかってくる状況でもあるそうです。

猫に対する苦情の中のひとつ、交通事故について、犬猫の殺処分数を減らす努力を続けてきている福岡市での猫の交通事故死のデータ紹介がありました。

「福岡市では平成21年には2,000頭近かった猫の殺処分数を平成29年には314頭にまで減らしています。しかしその福岡市において、交通事故により死亡した猫の死体がどのくらい収容されているかというと、平成29年には5,291頭いました。このような数字を出すと殺処分数減少の取り組みに水を差すようで、はばかれるところもあるのですが、野外にいる猫には交通事故の危険が常にある、いうことを事実として知っておいていただければと思います。」

野良猫の一生をどうみるか？

「先ほど申し上げた数字がもしある程度確かであるとすれば、いま、800万頭くらいの外猫が日本にいます。たとえばその半分がメスで、そのまた半分が繁殖に参加して、年に2回4頭生むとすると、年間1,600万頭の子猫が誕生している計算になりますので、1千万頭規模で毎年子猫が生まれていると言えるかもしれません。現在、行政の引取り頭数は成猫、子猫をあわせて5万1千頭くらいなのですが、それ以外にも直接猫を保護して飼っている人もいますし、行政を介さずに団体活動として猫を引取っている方もいると思います。そのような数も含めても年間の保護頭数は数万頭くらいではないかと思います。」

あくまでもざっくりとした試算による数字ではありますが、これらの数字から野良猫の一生はどのようなものと考えられるのでしょうか。

「生まれてきた子猫のほとんどは成猫になる前に死んでいるということがひとつ言えると思います。衰弱して死亡する場合もあるでしょうし、野生動物に襲われる場合もあるでしょうし、衰弱したところをカラスなどに襲わ

れることは実際に多いでしょう。生まれた猫のごく一部だけがおとなになると考えられますが、成猫になってから交通事故に遭う頭数も相当数いると思います。福岡市だけで約5,000頭ですので、全国的には数十万頭という規模で猫が交通事故死しているでしょう。そして、おとなになるまで成長し、交通事故にも遭わずに生き残ったうちの数万頭が、不妊去勢をして地域猫になったり新たな譲渡対象となったりしているという状況にあると考えられます。かなり粗い数字ではありますが、このような数字を手掛かりとしてひとつのイメージを膨らませながら外にいる猫たちを見てみるというのも大事かと思っています。」

どれほどの野良猫が日本で生活をしているか、その頭数まではなかなかイメージができないものです。たとえ粗い数字であってもそれを参考にしてみると、これまでとはまた違うイメージがわいてくるかもしれません。

「数字の話ばかりでなく、猫が外にいることの意義も考える必要があると思っています。直接的に愛情を向ける対象であったり、歴史的にみてネズミを捕るという役割をはたしていたり、地域によっては観光資源や文化的資源として活用している場合もあるなど、私たちは野良猫からさまざまな恩恵を得ています。そして人と動物の限られた接点でもあると考えています。」

室内飼育が増えたという点は飼い主の意識が高まっているあらわれでもありますが、人と動物の限られた接点のひとつである外にいる猫との接触の機会は減少傾向にあるかもしれません。

「犬猫の販売価格はこの10年で3倍になったと言われていました。さらに飼い主責任の啓蒙により、ペットの飼育に対する個人のハードルはどんどん上がってきていると思います。たとえば高齢者がペットを飼うことに慎重になる傾向がみられるようになったり、しっかりと世話できる経済力が必要とされるようになってきています。また、学校飼育動物にも厳しい目が向けられていますので、子どもたちがペットに触れる機会はますます減ってきていると言えるでしょう。」

このような猫を取り巻く環境の中、動物愛護管理法でも目指している“人と動物が共生する社会”を考えると、猫の存在というのはどのようにとらえるべきものなのでしょうか。

「猫は外にいるべきなのか、いないべきなのか、メリットもデメリットも両方考え、議論を戦わせていく必要があると思っています。」

ひとつ悩ましいのが、野良猫に特有の問題があることだと長田さんは言います。

「野良猫は所有権のない動物になります。誰のものでもない動物に対する管理責任をだれが負うのか、という重要なテーマがあります。いろいろな地域で大勢の方がエネルギーを割いたりお金をかけたりして、地域猫活動が進められています。しかし、かなりの割合の猫に対して不妊去勢をしないとその地域の猫は減っていかないという理論も示されています。それだけでなく、隣接地域に手術をしていない猫がいた場合、そのような猫が侵入してくればいつまでたっても猫が減っていかないという可能性もあるわけです。このようなことも含め、野良猫がいる社会、いない社会をどう考えていったらいいのか、皆さんと一緒により多くの議論をしていければと思っています。」